

令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和6年度の振り返りと令和8年度の取組検討）

施策No	712	施策名	個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現	施策の目的	●市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指します。 ●男女が互いに尊重し、社会の対等な構成員として、共に社会の様々な分野における活動に参画できるようにします。 ●男女の差別のない、働きやすい職場環境をつくります。
関係課	総合戦略推進室、人権・男女共同参画課、隣保館、こども政策課、保育課、健康増進課、産業政策課、学校教育課、生涯学習課				

1. 進行管理

(1) 指標の実績・考察と目標年度（令和7年度）の目標値達成見込み

	指標	単位	実績値				見込値	目標値	最終年度（R7）の目標値達成見込	R 6 年度の実績説明・考察 及びR7目標値達成見込判断の理由
			R2	R3	R4	R5				
a	日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合	%	76.1	78.2	81.1	78.5	79.6	80.5	84.0	④現在の想定では目標達成が困難
b	男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合（社会全体）	%	10.6	12.4	13.4	15.2	24.4	27.0	27.0	③新たな取り組み等により目標達成の可能性あり
c	男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合（職場）	%	22.7	25.4	26.0	27.0	43.9	45.0	29.0	①既に目標値達成済み 働く場での男女平等が進み、実績値は上昇傾向にある。令和6年度に市民アンケートの質問文の見直しを行い、令和6年度の結果は目標を上回ったが、市民の意識改革や、各事業所等の取組促進のため、更なる啓発を推進する必要がある。
d										

(2) 構成する事務事業の昨年度（令和6年度）の取組結果 ※効果が上がった、下がったの判定は、事業効果を説明する指標のR5との比較となります。

①施策関連区分A（実施計画事業）

【効果が上がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明			
				R4	R5	R6	R4	R5	R6	
4	人権教育・啓発推進基本計画改訂事業	基本計画（改訂版）の策定	件			1	0	0	227	第3期人権教育・啓発推進基本計画（令和2年度～令和11年度）が令和6年度末で5年が経過するため、社会情勢の変化を踏まえた見直しを実施した。3月に第3期人権教育・啓発推進基本計画（改訂版）を策定・公表した。
46	男女共同参画プラン策定事業	男女共同参画講演会・研修会等の参加人数	人	654	479	879	0	870	2,915	庁内会議や審議会に諮り、佐野市男女共同参画プラン（第4期）（案）を作成し、パブリックコメントを実施した。3月に佐野市男女共同参画プラン（第4期）を策定・公表した。

【効果が下がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明			
				R4	R5	R6	R4	R5	R6	
50	女性活躍推進事業	女性活躍の講座等の参加者数 再就職相談会、セミナー等の参加者数	人	104	183	182	195	54	59	職場の環境改革講座（職員研修会）と女性指導者研修会を、県主催講座を活用して同時開催したことにより、講座参加者数が前年度より減少した。

②施策関連区分B（実施計画事業以外）

【効果が上がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明			
				R4	R5	R6	R4	R5	R6	
1	学校教育における人権教育研究推進事業	「誰に対しても思いやりの心をもっている」と答えた児童生徒の割合（とちぎっ子）	%	90.4	90.7	92.3	155	154	129	人権教育研究校の研究成果の共有により、市内各校の人権教育の推進が図られている。また、教員研修により、人権課題に対する認識が深まっている。指標のとちぎっ子学習状況調査の質問紙「誰に対しても思いやりの心をもっている」と回答した児童生徒の割合も高い水準を保っている。
2	人権教育研究会運営事業	指導資料を用いて研修した学校/全学校数 指導資料を直接的指導の参考にした学校	%	44.8	33.3	41.7	65	76	72	研究会の取組により、人権教育主任の力量が培われている。また、作成された資料は、内容としては質の高いものになっている。指導資料の内、直接的指導の内容については、活用が図られているが、指導資料を用いた研修の実施には課題がある。
3	社会教育指導員（人権教育）設置事業	人権講演会参加者数	人	192	273	340	4,124	4,309	5,502	人権・男女共同参画課の開催する研修会や人権講演会の開催の支援等を行った。
6	いじめ問題再調査委員会運営事業	認知したいじめの解消率	%	69.6	62.2	64.5	0	0	0	認知したいじめを解消するためには、時間を要するが、解消率は、前年に比べると上昇している。また、「佐野市いじめ問題再調査委員会」を設置する事業は起きていない。
7	佐野市人権教育推進協議会運営事業	研修会参加者数	人	33	21	32	25	55	55	令和6年度の人権問題研修会は、開催日を1月に設定したので、前年の3月開催に比べて職員の出席も例年並みとなり、研修会参加者数は前年を上回り、回復した。
8	指導者養成専門講座開催事業	講座開催回数 専門講座の出席者数（延べ）	回 人	4 61	4 59	4 62	84	84	58	指導者養成基礎講座及び専門講座は、予定どおり開催した。専門講座の出席者は、前年を上回っている。
9	住宅新築資金等貸付金償還事業	納付書発送枚数 住宅新築資金等貸付件数（滞納者）	枚 件	67 74	68 73	65 72	21	25	24	貸付事業は、H14年3月で終了しているため、償還事務のみ行っている。滞納者の実情に寄り添った取組みにより、完納すると滞納者は減少していく。
16	部落解放愛する会事業参画事業	各種大会・研修会参加回数 各種大会・研修会参加職員数	回 人数	2 9	6 18	4 15	6	41	49	運動団体の各種大会や研修会の活動が、通常開催になってきたため増加傾向となっている。
17	部落解放同盟事業参画事業	各種大会・研修会参加回数 各種大会・研修会参加職員数	回 人数	9 35	12 63	10 62	17	26	28	運動団体の各種大会や研修会の活動が、通常開催になってきたため増加傾向となっている。
19	隣保館運営委員会運営事業	延べ出席委員数/延べ運営委員数	%	81.8	75.0	84.1	106	205	244	隣保館の運営方針に沿った運営ができた。
24	集会所周辺住民交流事業	参加人数/集会所所在の65歳以上人口	%	3.0	4.7	5.0	35	83	76	人権意識の向上を図るとともに、集会所周辺の高齢者同士の交流による生きがいづくりの場となつた。
29	全国隣保館連絡協議会東日本ブロック会参画事業（田沼福祉コミュニティセンター）	会議出席者数（県隣協で出席した人数） 研修会参加者数（県隣協で参加した人数）	人	8 14	9 16	12 16	15	15	15	本年度は、東日本ブロック会女性職員研修会が本県（栃木市）で開催され、理事以外会員が積極的に参加し、他県と交流を深めた。 また、令和8年度に東日本ブロック会研修会が本県で開催されるため、理事が積極的に研修会に参加し、情報収集した。
30	全国隣保館連絡協議会東日本ブロック会参画事業（隣保館）	会議出席者数（県隣協で出席した人数） 研修会参加者数（県隣協で参加した人数）	人	8 14	9 16	12 16	15	15	15	本年度は、東日本ブロック会女性職員研修会が本県（栃木市）で開催され、理事以外会員が積極的に参加し、他県と交流を深めた。 また、令和8年度に東日本ブロック会研修会が本県で開催されるため、理事が積極的に研修会に参加し、情報収集した。
31	田沼福祉コミュニティセンター維持管理事業	館利用者数	人	1,663	2,123	2,270	1,693	1,348	1,567	施設を安全かつ適切に維持管理することで、自主事業の講習会等開催や貸館のサークル活動が安定し、継続的な利用者数となった。
34	田沼福祉コミュニティセンター地域交流事業	講座等参加人数 コミュニティまつり参加者数	人	164 -	223 350	234 350	208	412	430	市民の関心の高い講座の継続や新たな講座の開催により、参加者の増加に繋がった。
37	栃木県隣保館連絡協議会参画事業（田沼福祉コミュニティセンター）	会議出席者数（県隣協で出席した人数） 研修会参加者数（県隣協で出席した人数）	人	8 6	8 8	8 13	60	60	62	県外視察研修は、令和8年度に東日本ブロック会研修会が本県で開催されたため、理事が積極的に研修会に参加し、情報収集した。 また、職員研修について、理事以外の会員が積極的に参加し、人権問題のスキルアップと他市町との交流が図れた。
38	栃木県隣保館連絡協議会参画事業（隣保館）	会議出席者数（県隣協で出席した人数） 研修会参加者数（県隣協で出席した人数）	人	8 6	8 8	8 13	60	73	62	県外視察研修は、令和8年度に東日本ブロック会研修会が本県で開催されたため、理事が積極的に研修会に参加し、情報収集した。 また、職員研修について、理事以外の会員が積極的に参加し、人権問題のスキルアップと他市町との交流が図れた。
40	隣保館維持管理事業	館利用者数	人	1,919	2,391	2,695	2,002	4,778	2,393	施設を安全かつ適切に維持管理することで、自主事業の講習会等開催や貸館のサークル活動が安定し、継続的な利用者数となった。
49	男女共同参画ネットワークさの支援事業	ネットワークさの主催の講演会等の参加者数	人	421	341	659	397	430	430	団体設立20周年と佐野市制20周年を記念した男女共同参画講演会を開催し、約500人が参加した。
52	女性自立支援事業	一時保護施設退所件数	件	0	5	7	3,005	3,178	3,982	女性相談のうち、DV相談が増加している。女性相談員を配置し、女性が抱える様々な相談ができる窓口があることで生活上に不安が軽減できている。

【効果が下がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明		
				R4	R5	R6	R4	R5	R6
13	人権擁護委員活動支援事業	人権相談所の開設回数	回	15	16	16	264	271	263
		啓発等配布数	部	6,172	7,065	6,238			
21	葛生隣保事業相談所維持管理事業	来所者数	人	550	389	341	44	44	45
23	集会所子ども学習会開催事業	参加申込者数／集会所所在学区の小中学生数	%	3.8	2.8	2.6	1,119	1,169	1,063
33	田沼福祉コミュニティセンター啓発・広報活動事業	人権講演会の参加者数	人	28	48	44	92	128	131
		コミュニティセンターだより発行部数	部	9,000	9,000	9,000			
36	同和対策集会所運営委員会運営事業	運営委員会実施回数／計画回数	%	50	100	100	122	174	108
		運営委員会延出席者数／委員数×回数	%	64.5	64.7	61.8			
39	富士見町集会所まなびや会支援事業	研修会の参加者で理解が深まった人の割合	%	92.9	100	83.3	0	0	0
42	隣保館啓発・広報活動事業	人権講演会の参加者数	人	30	48	29	378	465	459
		隣保館だよりの総発行数	部	10,000	10,000	10,000			
43	隣保館地域交流事業	講習会参加者数	人	95	87	83	158	226	228
		ふれあいまつり参加者数	人	—	350	350			

(3) 基本方針の取組状況

①特に実績をあげている取組（計画初年度（令和4年度）以降の取組状況）

- ・人権意識の高揚と人権擁護の推進として、策定から5年を迎える「第3期佐野市人権教育・啓発推進基本計画」について見直しを行い、令和6年度に改訂版を策定した。
- ・令和4年9月に「パートナーシップ宣誓制度」を導入し、制度の周知を行うとともに、性的マイノリティ（LGBT）の人権啓発に努めた。
- ・男女共同参画の推進のため、令和5年度に男女共同参画に関する市民意識調査、事業所実態調査を実施し、佐野市男女共同参画プラン（第4期）を策定した。
- ・佐野市男女共同参画推進条例について、「性同一性障がい」の表現を「性的マイノリティ」に変更するなどの改正を行った。
- ・DVの未然防止の啓発や、関係機関と連携した相談体制の充実では、女性が抱える様々な相談ができる窓口があることで、生活上の不安が軽減できている。
- ・ワークライフバランスに配慮した職場環境の整備は、令和5年度に実施した男女共同参画に関する事業所実態調査の結果、「有給休暇を取りやすい環境を整備している」が51.4%と、前回（5年前）と比較して13.6ポイント高くなっている。
- ・令和4年4月に「女性人材バンク」を設置し、制度の周知と登録者の募集、審議会への登用促進に努めた。

②未着手等計画通りではない取組（及び今後の対応）

- ・日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合は、令和6年度に前年度比2.6ポイント減となり、更なる人権教育・啓発の推進が必要である。
- ・審議会等への女性委員の登用の拡充については、令和6年度の審議会等委員に占める女性の割合は28.3%となり、目標の32.0%を達成できていない。
- ・ワークライフバランスに配慮した男女ともに働きやすい職場環境整備促進については、各事業所が必要としている支援について具体的に取り組む必要がある。

(4) 令和6年度行政経営方針の取組状況

①令和6年度行政経営方針

- ・男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画プラン（第4期）を策定する。
- ・差別や偏見をなくすため、人権教育・啓発活動を継続する。講演会や研修会の開催にあたっては、対象に合わせた効果的な内容、開催方法により実施する。
- ・人権問題に係る新たな知識の習得のため、運動団体へ研修会の案内を行う。また運動団体が実施する講座や講演会の指導・助言等を行う。
- ・人権擁護委員や運動団体と連携して、身近で安心して人権相談が出来る体制を維持する。
- ・身体的暴力のみならず、精神的、経済的など様々なDV防止の啓発を進める。また、女性相談・DV相談等を充実させ、DV被害者の早期発見・早期対応に努め、被害者救済の支援を行う。
- ・市内事業所への男女共同参画に関する事業所実態調査の結果を分析し、各事業所がワークライフバランス推進のために必要としている支援を検討し、実施する。
- ・パートナーシップ宣誓制度の周知と、性的マイノリティ（LGBT）の人権啓発を推進する。
- ・女性のキャリアアップ推進を図るための講座を実施する。また、女性人材バンクを活用し、審議会等への女性委員の登用を促進する。

②令和6年度行政経営方針の取組状況

- ・佐野市男女共同参画プラン（第4期）について令和6年度中に策定する予定である。
- ・人権啓発リーフレットの作成や街頭啓発など、人権教育・啓発活動を継続した。講演会や研修会の開催にあたっては、対象に合わせた効果的な内容、開催方法により実施した。
- ・運動団体へ研修会の案内を行うとともに、運動団体が実施する講座や講演会の指導・助言を行った。
- ・人権擁護委員や運動団体と連携して、身近で安心して人権相談が出来る体制を維持した。
- ・DV防止の啓発を進めるとともに、女性相談支援員が積極的に研修に参加し専門性の向上に努め、女性相談・DV相談等を充実させ、緊急的に保護の必要な被害者救済の支援を行った。
- ・男女共同参画に関する事業所実態調査の結果を分析し、ワークライフバランス推進のため、各事業所が必要とする支援を検討中である。
- ・パートナーシップ宣誓制度の周知と、性的マイノリティ（LGBT）の人権啓発を推進した。
- ・女性のキャリアアップ講座を実施するとともに、女性人材バンクの活用や、審議会等への女性委員の登用促進のための働きかけを行った。

2. 課題と次年度（令和8年度）の取組

(1) 課題＜環境変化や関係者の意見、要望等を踏まえて＞

- ①市民の人権意識の高揚を図るための人権教育や人権啓発
- ②パートナーシップ宣誓制度と性的マイノリティ（LGBT）の人権についての情報発信による理解促進
- ③運動団体や関係団体と連携した人権擁護による問題発生の未然防止、適切な対応、早期解決
- ④DV未然防止対策の推進及びDV被害者の安全確保と自立に向けた支援の充実、困難な問題を抱える女性への支援
- ⑤ワークライフバランスの制度利用促進のための意識改革
- ⑥女性のキャリアアップの推進及び女性人材バンクの活用、審議会への女性委員の登用

(2) 課題に対する今年度（令和7年度）内の取組状況、予定

- ①差別や偏見をなくすため、人権教育・啓発活動を継続する。講演会や研修会の開催にあたっては、市民が参加しやすい曜日や時間、社会的に関心の高い内容を取り上げ、効果的な内容、開催方法により実施する。
- ②パートナーシップ宣誓制度の周知と性的マイノリティ（LGBT）の人権について街頭啓発や出前講座を行う。
- ③人権擁護委員や運動団体と連携し、「困りごと人権相談」など、身近で安心して人権相談が出来る体制を維持する。
- ④DV防止の啓発を進めるとともに、女性相談・DV相談等を充実させ、潜在的なDV被害者の早期発見・早期対応に努め、被害者救済の支援を継続する。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条の支援調整会議の設置を検討する。
- ⑤ワークライフバランスの推進を図るため、事業主と従業員の意識改革のための事業を検討し、実施する。
- ⑥女性事業主が増えている理由を分析し、女性活躍に有効な方策を検討する。女性のキャリアアップ講座の実施、女性人材バンクの活用呼びかけを継続し、審議会への女性委員の登用を促進する。

(3) 次年度（令和8年度）の取組（案）

- ①差別や偏見をなくすため、インターネット上の誹謗中傷、ヘイトスピーチなど、様々な人権問題に対応した啓発を行う。運動団体が実施する講座や講演会の開催では、指導・助言を行い、効果的な人権教育・啓発活動を実施する。
- ②パートナーシップ宣誓制度の周知と性的マイノリティ（LGBT）の人権問題の理解促進を図る。
- ③人権擁護委員や運動団体と連携して、身近で安心して人権相談ができる体制を維持する。
- ④DV未然防止のため啓発を実施するとともに、女性相談・DV相談等を充実させ、DV被害者の早期発見、早期対応を図る。あわせて困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条の支援調整会議を設置する。
- ⑤事業主と従業員の意識改革のための啓発を実施し、ワークライフバランスを推進する。
- ⑥「若者、女性にも選ばれる地方」に向けた地域の働き方・職場改革等のため、家事・子育て・仕事などそれぞれの場面において、いきいきと自分らしく活躍できる女性活躍推進の事業を実施する。また、女性のキャリアアップ講座を実施するとともに、女性人材バンクの活用や、審議会における女性の登用を促進する。